

お 知 ら せ

起業者島根県が皆様の御協力により進めております一般国道261号（桜江Ⅱ工区）改築工事（島根県江津市桜江町谷住郷地内）について、令和6年9月12日付で土地収用法による事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

1. 事業認定の告示があった土地

収用の部分

島根県江津市桜江町谷住郷地内

使用の部分

島根県江津市桜江町谷住郷地内

（注）この土地を表示する図面は、浜田県土整備事務所業務部用地第二課でご覧ください。

2. 土地価格の固定について

前記1の土地については、事業認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

3. 関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

4. 損失補償の制限

事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築又は増改築等をするときは、あらかじめ島根県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

5. 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

6. 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

7. 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接島根県収用委員会あてに明渡裁決の申立てをすることができます。

8. パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載されていますので必要な方は島根県浜田県土整備事務所業務部用地第二課において下されば配布いたします。

9. その他不明な点については、左記までお問合せください。

島根県浜田市片庭町二五四
島根県浜田県土整備事務所 業務部 用地第二課
電話（0855）29-5780

島 根 県